

県立学校教職員がん検診業務仕様書

- 1 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間
- 2 受診者
- (1) 胃がん検診
県立学校教職員 (年間見込) 950人
- (2) 大腸がん検診
県立学校教職員 (年間見込) 950人
- (3) 乳がん検診
- ① 乳がん検診 (超音波)
- ・ 30歳以上34歳以下の女性希望者及び35歳以上39歳以下の女性職員
(年間見込) 90人
- ② 乳がん検診 (マンモグラフィ)
- ・ 35歳以上39歳以下の女性職員及び50歳以上の女性職員 (1方向)
(年間見込) 250人
 - ・ 40歳以上49歳以下の女性職員 (2方向)
(年間見込) 120人
- (4) 子宮頸がん検診
- ・ 20歳以上34歳以下の女性希望者及び35歳以上の女性職員
(年間見込) 400人
- ※ 年間見込者数は実績に基づく見込数のため確約するものではなく、年間見込者数に増減が生じて異議を申し立てることはできない。
- 3 実施場所 検診場所は原則として香川県内の県立学校 (以下「各学校」という。) 39校の敷地内とし、具体的な場所は各学校と協議のうえ決定すること (大腸がん検診は各学校を巡回し検体を回収する)。
- 4 日程 令和8年4月1日から令和9年1月31日までに実施すること。
実施日程は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除き、各学校と直接調整して決定すること。
ただし、産前産後休暇・育児休業など受診者に特別な事情がある場合は、上記期間外であっても実施すること。
また、特別な事等により、中止、延期及び実施場所の変更等が必要となった場合、その他上記日程以外で実施する必要がある場合は、別途協議すること。
- 5 検査項目
- (1) 胃がん検診
問診及び胃部エックス線検査を実施すること。
- ① 問診
問診は現在の症状、既往歴、家族歴及び過去の検診の受診状況等を聴取する。
- ② 撮影
原則としてデジタル撮影とし、撮影枚数は最低8枚とする。
撮影の体位及び方法を明らかにする。また、撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式によるものとする。
撮影技師は、原則として日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得すること。

③ 読影

読影は二重読影とし、原則として判定医の一人は日本消化器がん検診学会認定医とする。

(2) 大腸がん検診

問診及び便潜血検査を実施すること。

① 問診

問診は、現在の症状、既往歴、家族歴及び過去の検診の受診状況等を聴取する。

② 便潜血検査

便潜血検査は、免疫便潜血検査 2 日法により行う。

大腸がん検診マニュアル（2021 年日本消化器がん検診学会刊行）に記載された方法に準拠して行うこと。

③ 検体の取り扱い

採便方法について、チラシやリーフレットを用いて受診者に説明すること。

受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存すること。

(3) 乳がん検診

① 検査項目

- ・ 30 歳以上 34 歳以下の女性希望者：問診、超音波検査とする。
- ・ 35 歳以上 39 歳以下の女性職員：問診、超音波、マンモグラフィ検査とする。
- ・ 40 歳以上の女性職員：問診、マンモグラフィ検査とする。

② 問診

問診は、乳がんの家族歴、既往歴、月経及び妊娠等に関する事項、過去の検診の受診状況等を聴取する。

③ 超音波検査

超音波検査は、10MHz 以上の装置を用いて、日本乳がん検診精度管理中央機構が開催する読影及び制度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会を修了し、評価試験で認定に基づく評価を受けた臨床検査技師等が行う。

④ マンモグラフィ

厚生労働省のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（健発第 0331058 号平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省健康局長通知別添）に適合した健診機関であること。

- ・ 35 歳以上 39 歳以下の女性職員及び 50 歳以上の女性職員
両側乳房について、内外斜位方向撮影を行う。
- ・ 40 歳以上 49 歳以下の女性職員
両側乳房について、内外斜位方向撮影と共に頭尾方向撮影も併せて行う。

⑤ 読影

読影は二重読影とし、読影に従事する医師のうち少なくとも 1 名は乳房エックス線写真読影に関する十分な経験を有する者とする。

(4) 子宮頸がん検診

① 検査項目

問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とする。

② 問診

問診は、妊娠及び分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無及び過去の検診受診状況等を聴取する。

③ 視診

膣鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察する。

④ 子宮頸部の細胞診

子宮頸部の細胞診は、子宮頸管及び膣部表面の全体擦過により細胞を採取し、迅速に固定した後、パパニコロウ染色を行い観察する。

検体が適正でないと判断される場合には、再検査を行う。

⑤ 内診

双合診を実施する。

6 実施要領

(1) 胃がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診

① 実施方法

移動検診車により実施すること。

② 問診票の送付

健診機関は、特別の場合を除き、検診日の4週間前までに各学校へ問診票を直接送付すること。

なお、受診者への配付は各学校担当者が行う。

③ 検診用資機材の搬入及び設営

健診機関は、実施場所へ検診車、その他必要な資機材を搬入し、設営すること。

④ 業務従業員等の派遣

健診機関は、各学校へ検診に必要な数の検査技師等業務従業員を派遣すること。

⑤ 検診の受付

健診機関は、検診の受付及び受診者の誘導等を行うこと。

⑥ 廃棄物の処理

検診の実施に伴う廃棄物は、健診機関が回収し廃棄すること。

⑦ プライバシーの保護

検診の実施に際しては、更衣や問診等におけるプライバシーの保護に十分留意すること。

(2) 大腸がん検診

① 実施方法

各学校を巡回し、検体を回収すること。

② 問診票等の送付

健診機関は、特別の場合を除き、検診日の4週間前までに各学校へ問診票及び採便容器を直接送付すること。

なお、受診者への配付は各学校担当者が行う。

③ 廃棄物の処理

検診の実施に伴う廃棄物は、健診機関が回収し廃棄すること。

④ プライバシーの保護

検診の実施に際しては、問診等におけるプライバシーの保護に十分留意すること。

7 結果の通知等

健診機関は、結果票等を作成し、検診実施後4週間以内に次の要領で通知すること。

(1) 検診結果個人票

検診結果個人票を作成し、受診者本人用として個々に封書にして、各学校長あてに送付すること。

なお、要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを受診者へ知らせ、精密検査が可能な県内の医療機関との連絡調整を行うこと。

(2) 検診結果一覧

学校ごとに検診結果一覧を作成し、各学校長あてと香川県教育委員会事務局健康福利課長あてに送付すること。

(3) 要精密検査者リスト

医師による読影の結果、精密検査等が必要であると判定した場合は、要精密検査者一覧表を作成し、検診結果一覧とともに各学校長あてと香川県教育委員会事務局健康福利課長あてに送付すること。

なお、早急に精密検査等が必要な者については、直ちに各学校長と香川県教育委員会事務局健康福利課長まで連絡すること。

(4) 検診結果データの提供

健診機関は、受診結果等のデータをCD-R等に保存し、提供するものとする。

8 記録の保存

検診結果、画像及び問診記録は、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（健発第0331058号平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知別添）により、少なくとも5年間は保存すること。

エックス線写真については、健診機関が保管することとするが、受診者からの依頼があった場合は貸出し又は写しの提供を行う。

9 留意事項

(1) 各学校では、当該校以外の教職員も受診する可能性があること。

(2) 受診者については、実施期間中に追加する可能性があること。

(3) 検診実施に係る経費のほか、巡回に要する旅費及び検診結果通知発送等に係る経費は、健診機関の負担とすること。

(4) 実施方法等の詳細については、別途協議するものとする。

(5) 各学校から提供を受けた個人情報は、当該検診の目的以外での利用をしてはならない。また、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止等、適切な管理のために必要な措置を講ずること。